

祝津ヨットハーバー競技施設 利用規則

(序章)

本競技施設は、小樽市教育委員会が管理する艇庫（ヨットハウス）と、北海道が管理する祝津ヨットハーバー（陸置き場、艇揚斜路）と北海道セーリング連盟公認コースレース海面および練習海面の複合施設をいうものであり、小樽セーリング協会がその公共的運営にあたる。その利用にあたっては、ヨットという海上スポーツの持つ特殊な危険性に対処するため、常に安全を心掛ける者のみに利用が限定される。

1. (利用対象者)

学校教育および社会体育の範囲で活動している、一般社会人・学生・生徒・児童を組織している団体および個人でセーリングスポーツを行う者を対象とする。

2. (艇種)

本施設利用艇種を小型セーリングディンギー(競技に利用されるもの)およびヨットの救助艇などとする。

3. (禁止される艇種)

クルーザー・パワーボート・手漕ぎボート・ビーチボート・ボードセーリングなどとする。

4. (施設内で守るべき事項)

イ、安全規則の遵守

ロ、艇庫利用規則の遵守

ハ、営業行為の禁止

5. (事故責任)

施設内で発生した事故は、その団体および個人が責任を負うものとする。

6. (協力事項)

社会の体育発展に寄与する行事(小樽市教育委員会および小樽セーリング協会、北海道セーリング連盟の主催および後援する市民ヨット教室、ヨット少年団、普及レースなど)への参加および協力をしなければならない。

7. 施設利用者は小樽セーリング協会、または北海道セーリング連盟の加盟者でなければならない。

8. 施設利用者は、本規則に違反し重大な事故を起こした場合、施設利用資格を取り消すものとする。

9. (審査機関)

施設利用者の資格審査のため小樽ヨット競技施設運営委員会(以下 小樽セーリング協会理事会をいう)を置き審査を行い資格の可否を決定する。

10. (利用有効期間)

利用有効期間は、翌年3月31日とし、施設利用者は登録更新の手続きをとらなければならない。

11. (利用時間)

AM5:30~PM10:00を原則とし、これ以外は施錠する。但し、遠征その他で時間外となる場合は事前に「管理人」(利用細則に別途定める)にまで連絡するものとする。

12. ヨットハウスを加盟者が利用する場合には事前に利用予定を「管理人」まで連絡する。

13. トイレ・2階運営室の整理清掃は施設利用期間は、学連小樽水域の責任で随意時行うものとする。

14. 艇庫・ハーバー内の整理清掃は施設利用者が随時自主的に行うものとする。

15. (その他)

利用細則等については別途小樽ヨット競技施設運営委員会が定めるものとする。

以上

2013. 5. 12

利用細則

「管理人」とは小樽セーリング協会で定めるヨットハウス管理責任者をいう

杉本 明氏（小樽セーリング協会事務局長）連絡先 携帯 090-2814-2988